

### 平屋建の場合







1階

#### ▼寝室には必ず設置してください

- ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してくださいその場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

#### 寝室が1階にだけある場合



#### ▼寝室には必ず設置してください

- ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

## 2階建の場合 ②

#### 寝室が2階にだけある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してくださいその場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

寝室が1,2階にある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してくださいその場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

## 3階建の場合 ①

#### 寝室が1階にだけある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
- ▼寝室が1階にしかない場合,最上階の階段部分に必要です
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
  - ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
    - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

## 3階建の場合 ②

#### 寝室が2階にだけある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

#### 寝室が3階にだけある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
- ▼寝室のある階の、2階下の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

寝室が1,2階にある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してくださいその場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

#### 寝室が1,3階にある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
- ▼寝室のある階の、2階下の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

#### 寝室が2,3階にある場合



- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください
- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
  - ※「寝室のある階の、2階下の階段部分」には、この場合は設置の義務はありません
  - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

## 3階建の場合(7)

#### 寝室が1~3階にある場合



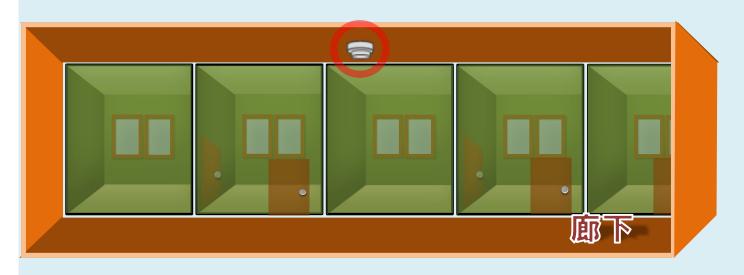
- ▼寝室には必ず設置してください
- ▼寝室のある階の階段部分にも設置してください

※種類は煙感知式のものを設置してください

- ※台所は義務ではありませんが、できるだけ設置してください
  - その場合、台所には熱感知式のものの設置をお勧めします
    - ※「寝室のある階の、2階下の階段部分」には、 この場合は設置の義務はありません
    - ※12ページ以降の設置要領も必ず参照してください

# 居室が1つの階に 5 以上ある場合 ①

#### 廊下がある場合



#### ▼廊下に設置してください

- ▼居室は広さが7㎡以上のものだけが対象です (目安としては,4畳半以上は対象となります)
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください

# 居室が1つの階に 5 以上ある場合 ②

廊下がない場合



- ▼階段の降り口に設置してください
- ▼上の①に当てはまらないものにだけ、この考え方を適用します
  - ▼居室は広さが7㎡以上のものだけが対象です (目安としては、4畳半以上は対象となります)
    - ※種類は煙感知式のものを設置してください

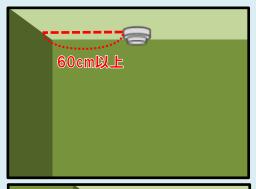
# 居室が1つの階に 5 以上ある場合 ③

廊下も,階段の降り口も ない場合

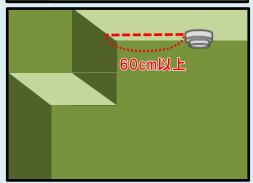


- ▼階段の昇り口に設置してください
- ▼上の①と②に当てはまらないものにだけ、 この考え方を適用します
- ▼居室は広さが7㎡以上のものだけが対象です (目安としては、4畳半以上は対象となります)
  - ※種類は煙感知式のものを設置してください

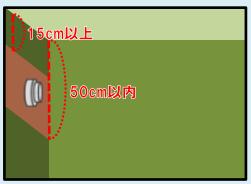
# 設置が必要になる部分への設置位置について



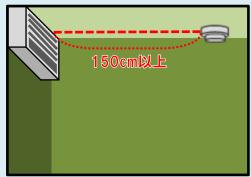
▼壁から60cm以上離して 設置してください



▼梁からも60cm以上離して 設置してください



▼壁に設置する場合は 天井から15cm以上50cm以内の 範囲に設置してください



▼エアコンの吹出口からは 150cm以上離して設置してください

## 凡例・その他



▼上の図の中で,このマークがある部屋は 寝室として使用する部屋を表しています



▼上の図の中で、このマークがある部分は 住宅用火災警報器の設置が 必要になる部分を表しています

- ▼年に数回程度, 来客が泊まるだけの部屋は 寝室として使用する部屋と考えなくても構いません。
- ▼設置について義務外であっても, 台所や, その他 火を使う場所などには, 積極的に設置するよう努めてください。
  - ▼共同住宅や店舗併用住宅などの場合には 設置に関して、上記の規定と異なる場合があります。

上記にあてはまらない場合など, ご不明な点は高松市消防局予防課までお問い合わせください。

※どのメーカーの製品を使用すればよいか,など 製品に関するご相談には応じかねますので, 予めご了承ください。



ファイアーキッ

高松市消防局予防課 TEL 087-861-1504 FAX 087-861-1503